

農地中間管理事業評価委員会の概要について

1 開催日時及び場所

令和6年5月23日（木） 午後1時55分～午後3時10分

熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室

2 評価委員の氏名等

役職	氏名	備考	出欠
評価委員	松添 直隆	熊本県立大学 環境共生部 教授	出席
評価委員	小野 由起子	株式会社熊本日日新聞 論説委員会 論説委員	出席
評価委員	木之内 均	東海大学 熊本キャンパス長 文理総合学部 教授	出席
評価委員	永松 俊雄	(前) 崇城大学 教授 総合教育センター長	出席

3 議事概要

(1) 令和5年度 農地中間管理事業に係る実施状況の報告について

(2) 令和5年度 農地中間管理事業に係る実施状況の評価について

4 評価委員会の意見

(1) 農地管理事業の実績について

- ・ 農地中間管理事業による転貸面積は、2,000haの目標に対して、令和5年度は昨年度から248ha増となる1,442haになったということです。それが一つ。
- ・ それから中山間地域の課題で、樹園地における農地集積が、関係者の努力により事業開始後初めて年間100haの実績となったと。これは非常に先ほど委員の方からありましたけれども熊本はいろんな作物をやっているというところでは評価できる。
- ・ 10年間の累計は11,500haを超えており、着実に浸透しているが目標としてきた年間2,000haを達成していないことから、今後はこれまで以上に事業の推進が求められます。

(2) 推進体制及び活動状況について

- ・ 事業開始後10年を経て、地域の実情に合わせた各機関との連携関係も定着しております。各地域振興局単位に設置する駐在職員が、地元話合い活動に参加して、事業の推進が図られていると認められます。
- ・ 新たな農地の受け皿ということで、法人協会の会員に機構利用のメリットが理解されつつあるということで、前年を上回った実績となっています。
- ・ 今後も増加が懸念される遊休農地の発生防止、解消については、補助事業を活用して解消を行い、担い手の集積につなげる動きがみられるため、引き続き再生不能農地にならないような解消の取組みが必要ということです。

(3) 総括

- ・ 改正農地関連法の経過措置期間が来年3月末までとなっており、市町村における地域計画策定作業を見据えながら、地域計画策定後の農地中間管理事業の進め方について、関係機関との連携がより一層必要となってくるということです。
- ・ また、従来の相対契約による貸借から、今後は機構を中心とした貸借へと舵が切られることから、機構の役割が今後ますます大きくなると思われます。
- ・ 近年は中山間地域の課題であった畑地や樹園地において、露地野菜や畜産農家の自給飼料栽培の拡大、樹園地の小規模整備と連携した集積など、徐々にではありますが取組みの前進が確認されたと思います。
- ・ 最後に、しかしながら依然として、目標と実績との差が見られますので、引き続き関係機関の協力のもと、事業の推進を図っていただきたいと思っております。